

# 障害者自立支援法に 基づく厚生労働省令を読む

(平成18年9月29日  
公布)

全国重症心身障害児  
(者)を守る会

顧問 山崎 國治

## 1 はじめに

平成18年9月29日、障害者自立支援法（以下「支援法」という）に基づいた厚生労働省令が公布された。

支援法の概括的な条文に比べ、具体的な記述が多く、支援法の理解には欠かせないものとなっている。

重症心身障害者は、平成23年度までに支援法の「療養介護」に移行することになるので、省令第171号の「指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準」は、施設運営を直接担当される職員の皆さんにとっても施設運営指導書とでもいうべき性格をもっている。

そこで、本稿では省令第171号の「療養介護」と省令第178号の「重症心身障害児施設」を概観することとした。

この二つの省令については、保護者及び施設職員の皆さんにも拳拳服膺していただくことを切望しておきたい。

## 2 省令第171号の「一般原則」と「療養介護」について

全体構成は、第一章の総則第1条から始まり、第十六章の第218条までの組み立てとなっている。

また、準用規定も多く、準用される条文の理解もおろそかにできない。

(1) 第一章総則は、三つの条文からなっている。

第1条は省令制定の根拠である支援法の条文が示されている。

第2条はこの省令で用いる用語の定義である。

「利用者とは、障害福祉サービスを利用する障害者及び障害児をいう。」

(第1号)

第3条には、指定障害福祉サービス事業者が守るべき一般原則として3項目を掲げている。

ここでの指定障害福祉サービス事業者とは、「療養介護」「生活介護」「児童デイサービス」「共同生活介護」「自立訓練」「就労移行支援」「共同生活援助」を行う事業者に限定されていることに注意しておこう。

第1項には、サービス提供の指針が次のように示されている。

事業者は、利用者の意向、適正、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（個別支援計画）を作成すること。

事業者は、この計画に基づいてサービスを提供すること。

サービス提供の効果については、継続的な評価を実施すること。

サービスの提供は、利用者に対して適切かつ効果的に行うこと。

第2項は、サービスの提供に当たって、事業者は利用者や障害児の保護者の意思や人格を尊重し、常に利用者や障害児の保護者の立場に立ってサービスの提供に努めなければならないという事業者の義務を明記している。

第3項は、第2項の義務を担保する方策として、また、利用者の人権の擁護や虐待防止などのために、責任者を設置することと、職員研修の実施を掲げている。

## (2)「療養介護」について

### 基本方針

- ア) サービスの提供を受ける者は、省令第19号第2条の2に規定する者。
- イ) 具体的なサービスは、「機能訓練」、「療養上の管理」、「看護」、「医学的管理の下における介護」、「日常生活上の世話」であること。
- ウ) サービス提供の方法は、適切かつ効果的に行うこと。

### 人員基準

- ア) 医師・・・健康保険法第6条第4項第1号に規定する厚生労働大臣の定める基準以上
- イ) 看護職員・利用者数を二で除した数以上
- ウ) 生活支援員・利用者の数を四で除した数以上
- エ) サービス管理責任者  
利用者の数が60人以下は一人以上  
利用者の数が61人以上は、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上。

### 設備基準

医療法に規定する病院として必要とされる設備及び多目的室その他運営上必要な設備を備えること。

## 運営基準

### ア) 療養介護の取り扱い方針（第57条）

療養介護サービスの提供に当たっては、漫然かつ画一的にならぬよう配慮すること。

療養介護サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、必要な事項について理解しやすいように説明を行うこと。

療養介護サービスの質の評価を行い、常にその改善を図ること。

### イ) 療養介護計画等（第58条）

管理者はサービス管理責任者に、療養介護に係る個別支援計画（療養介護計画）の作成業務を担当させること。

管理者の資格要件は、医師でなければならないこと。（省令第174号第6条）

サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者についてその能力、環境、日常生活全般の状況の評価を通じて、利用者が希望する生活や課題の把握（アセスメント）を行い、適切な支援内容の検討を行うこと。（変更の場合も同様）

アセスメントは、利用者に面接して行うこと。（変更の場合も同様）

面接に当たっては、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し理解を得ること。（変更の場合も同様）

サービス管理責任者は、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、療養介護の目標及び達成時期、療養介護サービス提供上の留意事項などを記載した療養介護計画の原案を作成すること。（変更の場合も同様）

療養介護事業所が提供する療養介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービスなどとの連携も含めて療養介護計画の原案に位置づけるように努めること。（変更の場合も同様）

サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（療養介護サービスの提供に当たる担当者らを招集して行う会議のこと）を開催し、療養介護計画原案の内容について意見を求めること。（変更の場合も同様）

サービス管理責任者は、療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に説明し、文書によって利用者の同意を得ること。(変更の場合も同様)

サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際には、その療養介護計画を利用者に交付すること。(変更の場合も同様)

サービス管理責任者は、療養介護計画の作成後、療養介護計画の実施状況の把握(モニタリング)を行い、少なくとも6か月に一回以上療養介護計画の見直しを行い、必要に応じて療養介護計画の変更を行うこと。

サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族らとの継続的に行い、定期的に利用者面接すること 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

#### ウ) サービス管理責任者の責務(第59条)

利用申込者に関する照会などによるその者の心身の状況、他のサービスなどの利用状況の把握。

利用者の心身の状況、環境などに照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討すること。

他の職員に対する技術指導、助言を行うこと。

#### エ) 相談・援助(第60条)

事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境などの的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し相談に適切に応じ、必要な助言その他の援助を行うこと。

#### オ) 機能訓練(第61条)

事業者は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な機能訓練を行うこと。

#### カ) 看護及び医学的管理下における介護 (第62条)

看護及び医学的管理下における介護は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うこと。

排せつの自立について必要な援助を行うこと。

おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えること。離床、着替え、整容その他日常生活上の支援を適切に行うこと。

利用者の負担により、事業所の職員以外の者に、看護及び介護を受けさせてはならないこと。

#### キ) その他のサービスの提供 (第63条)

事業者は、適宜、利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めること。

事業者は、常に利用者の家族との連携を図り、利用者とその家族との交流などの機会を確保するように努めること。

#### ク) 緊急時の対応 (第64条)

職員は、現に療養介護サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに他の専門医療機関へ連絡を行うなどの必要な措置を講じること。

#### ケ) 管理者の責務 (第66条)

管理者は、職員及び業務の管理その他の管理を一元的に行うこと。

管理者は、「第三章・療養介護」の規定を遵守させるため、必要な指揮命令を行うこと。

### 運営規程（第67条）

事業者は、事業の運営について、重要事項に関する運営規程を定めておかなければならないとして、次の10項目を掲げている。

- 1 事業の目的、運営の方針
- 2 職員の職種、員数、職務の内容
- 3 利用定員
- 4 療養介護の内容、利用者から受領する費用の種類と金額
- 5 サービス利用に当たっての留意事項
- 6 緊急時等における対応方法
- 7 非常災害対策
- 8 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、その障害の種類
- 9 虐待防止のための措置に関する事項
- 10 その他運営に関する重要事項

### その他の運営基準

#### 勤務体制の確保等（第68条）

#### 定員の遵守（第69条）

#### 非常災害対策（第70条）

#### 衛生管理等（第71条）

#### 掲示（第72条）

事業者は、見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用申込者の参考となる重要事項を掲示すること。

#### 身体拘束の禁止（第73条）

事業者は、療養介護サービスの提供に当たり、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならないこと。

#### 地域との連携等（第74条）

#### 記録の整備（第75条）

記録の保存期間は、五年間としている。

#### 療養介護計画

#### サービス提供の記録

#### 市町村への通知に係る記録

#### 身体拘束等の記録

苦情の内容等の記録

事故の状況及び事故に際して採った処置の記録

「療養介護」についての準用規定の条文と項目

第9条	利用申込者に対する内容、手続きの説明と同意
第11条	療養介護提供拒否の禁止
第12条	連絡調整に対する協力
第14条	受給資格の確認
第15条	介護給付費支給申請の援助
第16条	心身状況の把握
第17条	他の事業者との連携
第19条	サービス提供の記録
第20条	利用者に求める金銭の支払いの範囲
第36条	秘密保持
第37条	情報の提供等
第38条	利益供与等の禁止
第39条	苦情解決
第40条	事故発生時の対応

これらの準用規定は、第二章「居宅介護、重度訪問介護及び行動援護」の条文である。「療養介護」にも適用されるので、準用規定の理解も不可欠である。



3 省令第178号 「児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の人員、設備及び運営に関する基準」

児童福祉法の根拠条文第24条の12

指定知的障害児施設等の設置者は、厚生労働省令で定める基準に従い、指定施設支援に従事する従業者を有しなければならない。

指定知的障害児施設等の設置者は、厚生労働省令で定める指定知的障害児施設等の設備及び運営に関する基準に従い、指定施設支援を提供しなければならない。

(1) 全体構成は、第1条から第84条と附則からなっている。

第一章総則は、第1条の「定義」と第2条の「一般原則」から構成されている。

(2) 第2条の一般原則

指定知的障害児施設は、当該知的障害児施設等を利用する障害児の意思及び人権を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定施設支援の提供に努めなければならないこと。

指定知的障害児施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、その他保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならないこと。

指定知的障害児施設等は、当該施設等を利用する障害児の人権の擁護、虐待防止等のため、責任者を設置するなど必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し研修を実施するなどの措置を講ずるよう努めなければならないこと。

### (3) 指定重症心身障害児施設の人員、設備及び運営に関する基準

#### 人員基準

医療法に規定する病院として必要とされる職員及び員数  
児童指導員 1人以上  
保育士 1人以上  
心理指導を担当する職員 1人以上  
理学療法士又は作業療法士 1人以上

#### 設備基準

医療法に規定する病院としての必要とされる設備  
観察室、訓練室、看護師詰所、浴室を有すること。

#### 運営基準

指定重症心身障害児施設は、指定施設支援を提供した際は、施設  
給付決定保護者から施設利用者負担額の支払いを受けること。  
日用品費を施設給付決定保護者から受けること。  
日常生活上の費用で、施設給付決定保護者に負担させることが適当  
と認められること。  
指定重症心身障害児施設は、費用の支払いを受けた場合には、領収  
証を交付しなければならないこと。  
日用品費や日常生活費に係るサービスの提供に当たっては、あらか  
じめ、施設給付決定保護者に対し、サービス内容及び費用につい  
て説明を行い、同意を得なければならないこと。

#### 指定重症心身障害児施設についての準用規定の条文と項目

- 第9条 内容及び手続きの説明と同意
- 第10条 提供拒否の禁止
- 第11条 あっせん、調整及び要請に対する協力
- 第12条 サービス提供困難時の対応
- 第13条 受給資格の確認
- 第14条 障害児施設給付費の支給の申請に係る援助
- 第15条 心身状況等の把握
- 第16条 居住地の変更が見込まれる者への対応
- 第17条 入退所の記録の記載等

- 第18条 サービス提供の記録
- 第19条 保護者に求めることのできる金銭支払いの範囲
- 第21条第2項 施設利用者負担額に係る管理
- 第22条 障害児施設給付費等の額に係る通知等
- 第23条 指定施設支援の取扱方針
- 第24条 施設支援計画の作成等
- 第25条 居宅生活に対する検討
- 第26条 相談・援助
- 第27条 指導・訓練
- 第28条 食事
- 第29条 社会生活上の便宜の供与等
- 第30条 健康管理（一年に二回の定期健康診断の実施）
- 第31条 障害児の入院期間中の取扱
- 第32条 都道府県への通知
- 第33条 管理者による管理
- 第34条 管理者の責務
- 第35条 運営規程
- 第36条 勤務体制の確保等
- 第37条 定員の遵守
- 第38条 非常災害対策
- 第39条 衛生管理
- 第41条 掲示
- 第42条 身体拘束の禁止
- 第43条 虐待等の禁止
- 第44条 懲戒に係る権限の濫用禁止
- 第45条 秘密保持等
- 第46条第1項 情報の提供等
- 第47条 利益供与等の禁止
- 第48条 苦情解決
- 第49条 地域との連携
- 第50条 事故発生時の対応
- 第51条 記録の整備
- 第78条第2項 協力歯科医療機関の設置

#### 4 おわりに

障害者自立支援法と児童福祉法における重症心身障害者と重症心身障害児の入所施設指定基準をみてきた。

これら二つの法律に基づく省令に共通する基調は、各省令の「一般原則」に述べられている。要約してみると次のようにまとめることができる。

利用者の意思と人格を尊重すること。

利用者の立場に立った視点を重視していること。

利用者の人権擁護、虐待防止を担保する責任者を設置すること。

職員の法令遵守を徹底するための研修を実施すること。

ここには、施設職員の研ぎ澄まされた人間尊重の崇高な思想が込められている。

新しい制度の発足にあたり、新制度の適用によって重症心身障害児・重症心身障害者の日々の生活がより豊かになっていくことを切望して結びとする。

( 平成18年10月7日 記 )